

## 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3062号から第3073号までについて

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長職務代理者 金子 正史）は、本日、次の12件の答申を行いました。

答申第3062号から第3066号まででは、横浜市長が行った一部開示決定及び非開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

答申第3067号から第3073号まででは、横浜市長が行った個人情報開示決定はそれぞれ妥当であると判断しています。

### 1 答申の件名

- (1) 「①請求者が令和2年11月16日送付した文書に対し、收受時と返送時に担当課は起案用紙に起案されるとのこと。收受時に起案し経伺し裁決した決裁文書の写しの開示。

②担当課から收受された文書内容に対する返書を受領しました。担当課は上記①のとおり、返書を返送する時にも起案用紙に起案すると言う。返送する際、同様に起案用紙に起案し、経伺し裁決した決裁文書の写しの開示。」ほかの非開示決定に対する審査請求についての答申

#### 【答申第3062号から第3064号まで】

- (2) 「・令和2年度旭高第1850号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1851号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1852号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1853号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1854号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1855号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1856号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」・令和2年度旭高第1857号「令和2年11月27日付開示請求に対する一部開示の決定について」」の一部開示決定及び「また、請求文書に対し、表題を変え、遅延等により開示行為を妨害されている理由について開示請求する。更に870円と記載されている内訳について開を求める。とともに、請求文書に対し処理期日を順守されるよう求める。其の上で請求文書の先後処理を願います」の非開示決定に対する審査請求についての答申

#### 【答申第3065号】

- (3) 「1 納税通知書封筒の印刷内容について 2 納税通知書封筒に記載する広告内容について 3 起案用紙の添付書類中の前年度からの変更箇所赤字版について」の非開示決定に対する審査請求についての答申

#### 【答申第3066号】

- (4) 「「令和4年11月25日付開示請求書」の3件の個人情報開示決定」ほかの開示決定に対する審査請求についての答申

#### 【答申第3067号から第3073号まで】

## 2 諮問までの経過等

答申 番号	開示請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3062 ～ 3064	答申別表に記載のとおり				個人	市長
3065	令和2年12月18日	令和3年1月12日	令和3年3月1日	令和3年4月2日	個人	市長
3066	令和3年7月6日	令和3年7月21日	令和3年10月15日	令和3年11月18日	個人	市長
3067 ～ 3073	答申別表に記載のとおり				個人	市長

## 3 対象行政文書（対象保有個人情報）、原処分の決定内容、審査会の結論

答申 番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会 の結論
3062 ～ 3064	答申別表の「審査請求文書」欄記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>非開示</p> <p><b>横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第9条に該当</b></p> <p>（当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、旧条例第7条第2項第2号を開示することとなり、存否を明らかにすることができない文書であるため。）</p>	原処分 妥当
3065	答申別表に記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）	<p>一部開示及び非開示</p> <p><b>旧条例第7条第2項第2号に該当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の氏名、住所及び個人印の印影 （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。）</li> <li>・ 広聴案件として処理された投稿の原文 （以下「投稿原文」という。） （個人に関する情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため。また、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため。）</li> </ul> <p><b>不存在</b></p> <p>（当該開示請求に係る行政文書については、作成及び取得をしていないことから、文書の保有をしていないため。）</p>	原処分 妥当

答申番号	対象行政文書 (対象保有個人情報)	原処分の決定内容・主な理由(概要)	審査会の結論
3066	答申別表記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）	非開示  <b>不存在</b> (当該開示請求に関する事項について行政文書は作成しておらず、保有していないため。)	原処分 妥当
3067 ～ 3073	答申別表の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）	開示  <b>横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）第25第1項に基づき開示</b> (開示請求書の記載から、本件保有個人情報をそれぞれ特定した。)	原処分 妥当

#### 4 審査会の判断の要旨

答申番号	判断の要旨
3062 ～ 3064	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《行政文書の作成に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）に基づき、行政文書を管理している。同規則第6条では、事案についての最終的な意思の決定は行政文書によって行うものとされており、通知、照会、回答等をするためには行政文書による決裁を要することとされている。</p> <p><b>《存否応答拒否について》</b></p> <p>存否応答拒否は、開示請求に対して当該行政文書の存在又は不存在を答えることによって、非開示として保護すべき情報を開示することとなることを回避するものであり、①特定の者を名指しし、又は特定の事項、場所、分野等を限定した開示請求が行われたため、当該情報の開示若しくは非開示又は不存在を答えることによって、名指しされた特定の者や限定された特定の事項、場所、分野等に関する一定の事実の有無が公になること、及び②①で公になる事実、非開示理由に該当する事実が含まれていること、の2つの要件（以下「存否応答拒否要件」という。）を備えていることが必要であると解される。</p> <p><b>《本件処分の妥当性について》</b></p> <p>ア 本件処分は、実施機関が、旧条例第9条に基づき、本件審査請求文書の存否を明らかにしないで非開示決定をしたものであることから、本件処分が存否応答拒否要件を備えているかについて以下検討する。</p> <p>イ 存否応答拒否要件①該当性</p> <p>(ア) 答申別表請求番号1に係る審査請求文書について</p> <p>審査請求人は、審査請求人という特定の個人を名指しして、特定個人が令和2年11月16日付で旭区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）に送付した文書に関して、経同等したことに係る決裁文書を開示請求していると解される。</p> <p>そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、特定個人が同日付で高齢・障害支援課に対して文書を送付した</p>

答申 番号	判断の要旨
3062 ～ 3064	<p>事実の有無が公になる。</p> <p>(イ) 答申別表請求番号2に係る審査請求文書について  審査請求人は、審査請求人という特定の個人を名指しして、特定個人が令和2年11月2日付で高齢・障害支援課に提出した開示請求に関する文書及び特定個人が令和3年3月9日付で行った開示請求に関する文書を開示請求していると解される。  そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、特定個人が令和2年11月2日付で高齢・障害支援課に対して文書を提出した事実及び令和3年3月9日付で開示請求をした事実の有無が公になる。</p> <p>(ウ) 答申別表請求番号3に係る審査請求文書について  審査請求人は、審査請求人という特定の個人を名指しして、特定個人が令和2年11月2日付で高齢・障害支援課に提出した開示請求に関する文書及び特定個人が令和3年3月30日付で行った開示請求に関する文書を開示請求していると解される。  そのため、開示決定、一部開示決定又は非開示事由該当若しくは文書不存在による非開示決定を行った場合、特定個人が令和2年11月2日付で高齢・障害支援課に対して文書を提出した事実及び令和3年3月30日付で開示請求をした事実の有無が公になる。</p> <p>ウ 存否応答拒否要件②該当性  これらの事実は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるものであるから、旧条例第7条第2項第2号本文に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>エ したがって、本件審査請求文書は、存否応答拒否要件を備えている。</p> <p><b>《審査請求人のその他の主張について》</b>  審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3065	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b>  一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b>  ア 本件審査請求文書は、令和2年度旭高第1850号から第1857号までの決裁文書、具体的には上記各一部開示決定に関する開示請求書、一部開示決定通知書（案）、起案用紙及び投稿原文である。  イ 本件審査請求において、審査請求人は、本件審査請求文書の全部を開示するよう求めているため、当審査会ではその非開示事由該当性について判断する。</p> <p><b>《開示請求書、一部開示決定通知書（案）及び起案用紙のうち個人の氏名及び住所の旧条例第7条第2項第2号該当性》</b>  これら文書のうち個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p><b>《投稿原文の旧条例第7条第2項第2号該当性等》</b>  ア 実施機関は、投稿原文については、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあると主張するので、以下検討する。  イ 当審査会で本件審査請求文書を見分したところ、投稿原文には、個人の氏名及び住所並びに特定年月における特定個人と横浜市旭区福祉保健センター高齢・障害支援課（以下「高齢・障害支援課」という。）との間での窓口対応の経過等が記載されている。  このような記載がある投稿原文は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるから、旧条例第7条第2項第2号本文前段に該当し、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。</p> <p>ウ ところで、旧条例第8条第2項は、「開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、</p>

答申番号	判断の要旨
3065	<p>当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。」と規定している。</p> <p>本件では、投稿原文のうち、「特定の個人を識別することができることとなる記述等」である個人の氏名及び住所を除いた部分は、特定年月における特定個人と高齢・障害支援課との間での窓口対応の経過等、特定個人の人格と密接に関連する情報であり、通常他人に知られたくない情報であることから、これを開示すると特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。</p> <p>したがって、旧条例第8条第2項による一部開示の対象とはならない。</p> <p><b>《開示行為を妨害されている理由についての文書及び870円と記載されている納付書兼領収書の内訳文書の存否》</b></p> <p>ア 開示行為妨害の理由が分かる文書の存否について実施機関に確認したところ、開示行為を妨害している事実は一切ないとの説明があり、一方審査請求人は妨害の具体的な内容を一切主張していないことを踏まえると、当該文書が存在していないとする実施機関の判断は、不合理とはいえない。</p> <p>イ 次に、870円と記載されている納付書兼領収書の内訳文書の存否について実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>開示請求文書の写しの交付実費については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例施行規則（平成12年6月横浜市規則第117号）に規定され、白黒刷りの場合でA4サイズ1枚当たり片面10円とされている。</p> <p>令和2年度旭高第1850号から第1857号までの8件の開示決定に係る写しの交付実費納付用に、1枚の納付書兼領収書を作成しており、開示の総枚数87枚に1枚当たり10円の単価を乗じて得た金額と郵送料を内訳欄に記載している。</p> <p>これ以上の内訳を作成する必要はなく、他の文書も存在しないため、当該文書は保有していない。</p> <p>このような実施機関の説明に、不自然、不合理な点は認められない。</p> <p><b>《審査請求人のその他の主張について》</b></p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
3066	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、固定資産税及び都市計画税を徴収する場合は納税通知書を交付している。その固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書送付用封筒（以下「送付用封筒」という。）に印刷する内容及び同封する説明文書の内容については、財政局主税部固定資産税課（以下「固定資産税課」という。）内で打合せを行い、決裁をした上で決定している。</p> <p>また、送付用封筒に掲載する広告内容については、固定資産税課が、関係する局又は課に事前確認の上、要領に定める基準により審査している。</p> <p><b>《本件審査請求文書について》</b></p> <p>本件審査請求文書は、次の3つと考えられる。</p> <p>ア 令和2年度と令和3年度で送付用封筒の印刷内容が変わった理由が分かる文書</p> <p>イ 令和3年度の送付用封筒に掲載された広告内容の審査、検討に関する文書</p> <p>ウ 令和3年度の送付用封筒に係る起案文書に変更箇所を赤字で示す資料を添付するか否かの決定に関する文書</p> <p><b>《本件審査請求文書の不存在》</b></p>

<p>答申 番号</p>	<p>判断の要旨</p>
<p>3066</p>	<p>ア 本件審査請求文書の不存在について、実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。</p> <p>(ア) 令和2年度と令和3年度で送付用封筒の印刷内容が変わった理由が分かる文書について</p> <p>送付用封筒の印刷内容は、前年度のものをベースに変更部分を業者に示し、最終的には文書により決裁して決定する。主な変更内容は、年度の更新と納付方法の追加であり、「令和3年度固定資産税（土地・家屋及び償却資産分）納税通知書送付用窓付き封筒の印刷内容について」（令和3年1月12日財固第584号）にも印刷業者とやり取りした校正用原稿にも、変更の理由は記載されていない。</p> <p>また、印刷内容については、固定資産税課の課長、係長及び職員が集まり打合せを行っており、印刷内容のうち納付方法については、固定資産税課から財政局主税部徴収対策課へ確認している。打合せや確認の内容を校正用原稿に反映させるため、前年度の送付用封筒を参照しつつ変更後の文言のメモを取ったとしても変更理由を記載するものでもなく、そのような検討段階のメモは校正用原稿に反映させた後は不要となるため、廃棄しており保有しておらず、そのほかに文書、電子メール等は存在しない。</p> <p>(イ) 令和3年度の送付用封筒に掲載された広告内容の審査、検討に関する文書について</p> <p>送付用封筒に掲載される広告については、広告枠を買い取った代理店が広告主を探すという流れになっている。</p> <p>広告主が希望する広告内容について、固定資産税課は財政局主税部における広告事業実施要領（平成16年11月15日財税制第65号）に定める基準に該当するか否かの判断をするが、これに係る決裁文書である「令和3年度固定資産税（土地・家屋分及び償却資産分）納税通知書送付用封筒に掲載する広告内容について」（令和2年12月10日財固第539号）には、審査又は検討に係る内容は記載されていない。</p> <p>広告内容について、固定資産税課から政策局共創推進室共創推進課及び財政局主税部税務課へ個別に確認しているが、基準に合致しているかの簡単な確認をするものであり、メモを取る必要もなく文書は存在しない。</p> <p>(ウ) 令和3年度の送付用封筒に係る起案文書に変更箇所を赤字で示す資料を添付するか否かの決定に関する文書について</p> <p>起案文書に前年度からの変更箇所を赤字で示す資料を添付するか否かに係る基準はなく、変更箇所の量等から起案者が判断しており、文書は存在しない。</p> <p>イ 以上のことから、本件審査請求文書を作成しておらず、保有していないこと及びその理由についての実施機関の説明は、不自然、不合理とはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。</p> <p><b>《審査請求人のその他の主張について》</b></p> <p>審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。</p>
<p>3067 ～ 3073</p>	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>横浜市個人情報保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《「市民の声」事業に係る事務について》</b></p> <p>横浜市では、様々な手段で寄せられる市民の意見、要望、提案、苦情等の情報（以下「市民の意見等」という。）を広聴情報データベースシステムにより管理し、寄せられた市民の意見等の公表及び市政への反映により市民満足度の向上及び市政の合理的運営に役立てるために、「市民の声」事業の実施に関する取扱要綱（平成20年3月広聴第3940号）に基づき「市民の声」事業を行っている。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p>

答申 番号	判断の要旨
3067 ～ 3073	<p>ア 答申別表請求番号1について 審査請求人は、自らが提出した開示請求書により「令和4年12月15日付旭高第1910-1号」、「同日付旭高第1910-2号」及び「同日付旭高第1911号」を請求しているものと解される。</p> <p>イ 答申別表請求番号2について 審査請求人は、自らが提出した開示請求書により「令和4年11月11日付旭高第1674号-1」及び「第1674号-2」を請求しているものと解される。</p> <p>ウ 答申別表請求番号3について 審査請求人は、自らが提出した開示請求書により「旭区役所高齢障害支援課令和元年度旭高第2977号、第2984号、第2991号及び第3043号「広聴案件の処理について」との文書」及び「その開示に関する施行文書」の開示請求をしているものと解される。</p> <p>エ 答申別表請求番号4について 審査請求人は、自らが提出した開示請求書により「令和4年10月26日付市民局広聴相談課あてに請求した案件を処理した経緯が判る起案文書」の開示請求をしているものと解される。</p> <p><b>《本件各処分の妥当性について》</b> 本件は、全部開示決定に対する審査請求であるが、審査請求人の意見等を踏まえ本件保有個人情報特定の明確性及び妥当性について検討する。</p> <p>ア 答申別表請求番号1に係る保有個人情報について 実施機関は、保有個人情報に係る上記《本件保有個人情報について》アの文書名を記載した上で開示決定しているため、特定された保有個人情報は明確であり特定は妥当である。</p> <p>イ 答申別表請求番号2に係る保有個人情報について 実施機関は、保有個人情報に係る上記《本件保有個人情報について》イの文書名を記載した上で開示決定しているため、特定された保有個人情報は明確であり特定は妥当である。</p> <p>ウ 答申別表請求番号3に係る保有個人情報について 実施機関は、「広聴案件の処理について」と題する各文書名並びに旭区役所高齢障害支援課令和元年度旭高第2977号、第2984号、第2991号及び第3043号の各回答施行文名を記載して開示しているため、特定された保有個人情報は明確であり特定は妥当である。</p> <p>エ 答申別表請求番号4に係る保有個人情報について 実施機関は、令和4年10月26日に行った開示請求を処理してなされた一部開示決定の起案文書名を記載して開示決定しているため、特定された保有個人情報は明確であり特定は妥当である。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

## 5 条例（抜粋）

横浜市の保有する情報の公開に関する条例（横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）による改正前のもの）

（行政文書の開示義務）

第7条 （第1項省略）

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。

（第1号省略）

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第3号から第6号まで省略）

#### （行政文書の一部開示）

第8条 （第1項省略）

2 開示請求に係る行政文書に前条第2項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

#### （行政文書の存否に関する情報）

第9条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

#### （開示請求に対する決定等）

第10条 （第1項省略）

2 実施機関は、開示請求に係る行政文書の全部を開示しないとき（第5条第3項又は前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る行政文書を保有していないときを含む。以下同じ。）は、開示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号）

#### 附 則

##### （経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の行政文書の開示請求について

て適用し、施行日前の行政文書の開示請求については、なお従前の例による。

## 横浜市個人情報の保護に関する条例

### (本人開示請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的並びに開示をする日時及び場所を書面により通知しなければならない。ただし、第8条第2項第2号又は第3号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。

(第2項省略)

## 横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

### 附 則

- 3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881